

令和7年度 事業計画（案）

自 令和7年4月1日

至 令和8年3月31日

I . 基本方針

ロシアのウクライナ侵攻や中東情勢等により、世界経済の先行きへの不透明感が増す中で、中小企業を始め、多くの企業では物価高や深刻化する人手不足への対応などが課題となっており、円安による輸入物価の上昇も重なって、経営環境は一層厳しさを増しております。こうした中で日本経済を支える中小企業や中小企業組合は、日々発展を目指し、改善と試行錯誤を繰り返しながら奮闘している状況であります。

我々組合士が、組合及び組合員の課題解決を図る糸口を見出すには、急速に変化する時代のニーズや市場の情報をいち早く掴み、業界や地域を超えて相互に連携・協調することが不可欠となります。

本会では、事業及び組織基盤の強化や会員相互の積極的な交流を目指すため、これまで以上に会員加入に努めるとともに、組合士制度のさらなる普及と発展（スローガンである「一組合一組合士」、さらには「一組合複数組合士」の実現）に全力を挙げて取り組んでいきたいと考えております。

全国中小企業組合士協会連合会の目的にあるように、「中小企業組合士行動指針」に則り、組合運営の要となる会員各位の資質向上、能力開発等に資する学びの機会を創出するとともに、時宜に応じた情報の提供、本会の広報・プロモーション等、組合士の特性や理事の創意工夫を活かした自発的な取り組みを推進してまいります。

《中小企業組合士行動指針》

組合士は、相互扶助の精神に基づく中小企業組合の運営のエキスパートとしての誇りを持ち、組合とその構成員である中小企業の健全な発展に尽くすため、倫理と法令を遵守し以下のことに取り組みます。

- ・ 高い能力と志をもって行動しよう
- ・ 豊かな人間性をもって行動しよう
- ・ 職務に必要な知識を積極的に養おう
- ・ 新時代に対応した中小企業組合を構築しよう
- ・ 社会の発展に貢献しよう

II. 重点活動目標

1. 組織基盤の拡充

- (1) 千葉県中小企業団体中央会と連携し、中央会の会員組合に向けて(新設組合をはじめ、組合士養成講習会の参加者等に対し) 組合士制度を積極的にPRする。
- (2) 千葉県中小企業団体事務局責任者協会との緊密な連携を図り、組合士制度の啓発及び普及並びに中小企業組合検定の受験勧奨を重点的に行う。

2. 事業及び組織の魅力アップ

中央会の助成事業(中小企業組合士育成事業等)を活用し、中小企業における経営上の課題をサポートする上で強化すべき分野や、組合運営を先導していく中で求められる各種スキルの開発など、会員組合士の資質向上に資するための事業・活動を幅広く展開する。

3. 関係団体との連携強化

- (1) 千葉県中小企業団体中央会、千葉県中小企業団体事務局責任者協会、全国中小企業団体中央会、全国中小企業組合士協会連合会、関東甲信越静岡ブロック中小企業組合士協議会、各都県の組合士協会等の関連事業にも積極的に臨み、各機関・団体とのさらなる連携・協力の強化を図る。
- (2) 関係機関・団体との連携を強化し、互いに刺激し合う中で、知的資産による価値創造の時代にふさわしい「組合運営」や「企業経営」のあり方など、新たな着想を得るための機会創出を図る。

III. 事業計画

1. 講習会事業(千葉県中小企業団体中央会との共催)

- (1) 中小企業組合士交流会(年2回予定)
中央会と連携を図りながら、組合運営の活性化、組合員企業の経営基盤の強化に資するための講習会を開催する(中央会の助成事業・組合後継者等育成事業を活用)。
- (2) 組合運営実務(組合士養成)講習会(全6日間予定)
中央会の行う中小企業組合士養成講習会事業に協力し、大切な仲間であり同士でもある新たな組合士の養成を支援する。【講習会参加者数(目標): 8名】

2. 連絡協調事業

(1) 全国連合会関係

全国中小企業組合士協会連合会の通常総会等に参加し、緊密な情報交換等に努める。また、全国規模の研鑽・交流の場（組合士フォーラム等）を積極的に活用することで、本会事業・活動の重層的な展開を図るとともに、会員各位の多面的かつ幅広い資質・能力等の向上を支援する。

(2) 関東ブロック協議会関係

関東甲信越静ブロック中小企業組合士協議会の全体研修会等（今年度は東京都中小企業組合士協会主催）に参加し、地域経済と深い係わり合いを持つ他都県組合士との積極的な交流を推進する。

3. 調査研究事業

組合及び企業の実践事例に学ぶ視察研修を実施する（千葉県中小企業団体事務局責任者協会との共催）。

4. 情報提供事業

(1) 組合士手帳の配布、また全国中小企業組合士協会連合会より発信される組合士だより等を通じて、会員組合士にとって有益な情報の提供を行う。

(2) 中央会の助成事業（組合事務局強化事業）を活用したセミナー等への参加機会を提供することで、会員組合士のさらなる資質向上を支援する。

5. 福利厚生事業

会員各位の融和親睦のための懇親会の開催等を行う。

6. その他の事業

(1) 加入促進

本会への加入資格を有する者に対して、積極的に加入の勧誘を行う。

特に、毎年3月に発表がある新規組合士試験合格者に対しては、個別に本会の活動PR等を行い、6月に開催予定の当会の通常総会への参加を促す。また、当会の既存会員と新規合格者の交流に繋げるため、合格者の紹介等の時間を設ける等総会や懇親会の開催において、創意工夫をする。

(2) 中小企業組合士制度の啓発・普及

中央会と連携を図りながら、県内の組合役職員に対して組合士制度の啓発・普及を行うとともに、中小企業組合検定への受験勧奨を行う。

また、千葉県中小企業団体事務局責任者協会の会員（事務局責任者）に対して、組合士制度の積極的な活用を推奨する。

(3) 事務代行事業

千葉県中小企業団体中央会が所管する県内組合士の住所、勤務先の変更に伴う届出、「中小企業組合士」資格に係る事務（千葉県中央会の担任する事務）を代行して行う。